地域密着型介護サービス費の請求に関する手引き

（介護予防）認知症対応型共同生活介護

地域密着型介護サービス費の請求に関する事項については、現在の体制を変更しようとする場合にあらかじめ届け出る必要があります。

次の要領に従い、郵送（持参不可）にて届出を行ってください。封筒表面に「地域密着型介護サービス費に係る届出書在中」と朱書きの上、不着時のトラブルを避けるため、必ず簡易書留にて郵送願います。

また、期限後の提出や、期限内の提出であっても内容等に不備がある場合は受理できませんので、お早めに提出願います。（加算に係る事項については、一切、遡及はしませんので、ご注意ください。）

なお、加算及び減算に係る届出については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表」に従い、必要な書類を提出してください。

加算に係る事項

１　書類の提出期限について

介護職員処遇改善加算を除き、算定開始月の初日までに広域連合本部事業課育成指導係必着。
（例：５月１日までに提出すれば、５月より算定可能。）

サービス区分	届 出 日	加算算定開始月	（例）
○認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○複合型サービス	毎月１５日以前	翌月	（5月1日から算定の場合） ４月１５日締切
	毎月１６日以降	翌々月	
○認知症対応型共同生活介護 （短期利用型を含む。） 介護予防認知症対応型共同生活介護 （短期利用型を含む。） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	届出受理日が月の初日	当該月	（5月1日から算定の場合） ５月１日締切
	届出受理日が月の初日以外	翌月	

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号　老振発第 0331005 号　老老発第 0331018 号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第一　届出手続きの運用
１　届出の受理
（５）届出に係る加算等の算定の開始時期
…（略）…
認知症対応型共同生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（いずれも短期利用型を含む。）、…（略）…における届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものとする。

２　提出書類

【共通事項】

・変更届出書（様式第２号（第４条関係））
・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２）
・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－３）
・認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額を記載したもの。
（運営規程や重要事項説明書等介護給付費算定に係る体制等の変更に伴い改正したもの。）
・介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表

【算定体制ごとの個別事項】

介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表に記載の書類を添付してください。

３　加算の種類

【各加算の見方】

加算名と、届出の要・不要

加算を算定可能なｻｰﾋﾞｽ

ア　夜間ケア加算　届出必要　【Ｈ24 年度変更】介護給付（予防給付）【短期利用:介護･予防】

・　夜間における利用者の安全確保を強化する観点から、夜勤職員の配置基準の見直しを行うとともに、夜間ケア加算の見直しを行う。

夜間ケア加算（Ⅰ）　１日につき５０単位を所定単位数に加算する。
夜間ケア加算（Ⅱ）　１日につき２５単位を所定単位数に加算する。

（注）夜間ケア加算（Ⅰ）は１ユニットの場合、夜間ケア加算（Ⅱ）は２ユニット以上の場合に算定する。

・　一の共同生活住居につき、夜間及び深夜の時間帯を通じて一の介護従業者を配置している場合において、それに加えて常勤換算方法で一以上の介護従業者を配置した場合に算定する。
・　全ての開所日において、夜間及び深夜の時間帯の体制が人員配置基準を上回っていること。

・　短期利用共同生活介護費（ショートステイ利用）の場合も算定できる。
※　定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない。

加算の概要

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表
指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表
５　認知症対応型共同生活介護費　（３　介護予防認知症対応型共同生活介護費）
注２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
（１）　夜間ケア加算（Ⅰ）　　５０単位
（２）　夜間ケア加算（Ⅱ）　　２５単位

根拠となる法令等

ア　夜間ケア加算　届出必要　【Ｈ24 年度変更】介護給付（予防給付）【短期利用：介護・予防】

・　夜間における利用者の安全確保を強化する観点から、夜勤職員の配置基準の見直しを行うとともに、夜間ケア加算の見直しを行う。

夜間ケア加算（Ⅰ）　１日につき５０単位を所定単位数に加算する。
夜間ケア加算（Ⅱ）　１日につき２５単位を所定単位数に加算する。

（注）夜間ケア加算（Ⅰ）は１ユニットの場合、夜間ケア加算（Ⅱ）は２ユニット以上の場合に算定する。

・　一の共同生活住居につき、夜間及び深夜の時間帯を通じて一の介護従業者を配置している場合において、それに加えて常勤換算方法で一以上の介護従業者を配置した場合に算定する。
・　全ての開所日において、夜間及び深夜の時間帯の体制が人員配置基準を上回っていること。
・　短期利用共同生活介護費（ショートステイ利用）の場合も算定できる。

※　定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表
指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表
５　認知症対応型共同生活介護費　（３　介護予防認知症対応型共同生活介護費）
注２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
（１）　夜間ケア加算（Ⅰ）　５０単位
（２）　夜間ケア加算（Ⅱ）　２５単位

厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号）

三十五　指定認知症対応型共同生活介護における夜間ケア加算に係る施設基準
通所介護費等の算定方法第八号に規定する基準に該当していないこと。（※）
（※）定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない。

（九十二　指定介護予防認知症対応型共同生活介護における夜間ケア加算に係る施設基準
第三十五号の規定を準用する。…（略）…）

厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）

三　指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
イ　略
ロ　夜間ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
（１）夜間ケア加算（Ⅰ）を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
（一）　認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）又は短期利用共同生活介護費（Ⅰ）を算定していること。
（二）　夜勤を行う介護従業者の数が、イに規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに必要な数に一を加えた数以上であること。
（２）夜間ケア加算（Ⅱ）を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

（一）　認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）又は短期利用共同生活介護費（Ⅱ）を算定していること。

（二）　（１）（二）に該当するものであること。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号　老振発第 0331005 号　老老発第 0331018 号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

６　認知症対応型共同生活介護費

（２）夜間ケア加算について

当該加算は、認知症対応型共同生活介護事業所の一の共同生活住居につき、夜間及び深夜の時間帯を通じて一の介護従業者を配置している場合において、それに加えて常勤換算方法で一以上の介護従業者を配置した場合に算定するものとすること。ただし、全ての開所日において、夜間及び深夜の時間帯の体制が人員配置基準を上回っているものとする。

イ　若年性認知症利用者受入加算　届出必要　　介護給付（予防給付）【短期利用:介護･予防】

- 若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価を行う。
- １日につき１２０単位を所定単位数に加算する。
- 短期利用共同生活介護費（ショートステイ利用）の場合も算定できる。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

５　認知症対応型共同生活介護費　（３　介護予防認知症対応型共同生活介護費）

注４　…（略）…若年性認知症利用者に対して、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、１日につき１２０単位を所定単位数に加算する。ただし、注３（※）を算定している場合は算定しない。

※認知症行動・心理症状緊急対応加算

若年性認知症利用者とは、

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第２条第６号に規定する初老期における認知症によって法第７条第３（４）項に規定する要介護者（要支援者）となった者をいう。

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）

（特定疾病）

第２条　法第７条第３項第２号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。

六　初老期における認知症（法第５条の２に規定する認知症をいう。）

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

（定義）

第７条

３（４）　この法律において「要介護者」（「要支援者」）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

二　要介護（要支援）状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であって、その要介護（要支援）状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）（※）によって生じたものであるもの

※政令で定めるもの＝介護保険法施行令第２条

第５条の２

…（略）…脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるもの…（略）…

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号　老振発第 0331005 号　老老発第 0331018 号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

６　認知症対応型共同生活介護費

（４）若年性認知症利用者受入加算について

４の⑹を準用する。

４⑹…若年性認知症利用者受入加算について

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

（第三　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

ウ　看取り介護加算　届出必要　【Ｈ24 年度変更】　介護給付のみ

・　地域の認知症介護の拠点として、利用者の重度化や看取りにも対応できるようにする観点からの評価を行う。

・　看取りの対応を強化する観点から、看取り介護加算の評価を見直し、認知症対応型共同生活介護事業の配置看護師又は近隣の訪問看護事業所等との連携により看取りを行う。

・　退居等した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。

・　医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。

死亡日以前４～３０日	８０単位／日
死亡日前日及び前々日	６８０単位／日
死亡日	１２８０単位／日

（注１）短期利用共同生活介護費を算定している場合、当該加算は算定しない。

（注２）以下の「算定要件」を満たしているか必ず確認のうえ算定すること。

「算定要件」

・ 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
利用者又は家族の同意を得て、利用者の介護に係る計画が作成されていること。

・ 医師、看護師（当該事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院、診療所又は訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護職員等が共同して、利用者の状態や家族の求めに応じて、随時、介護が行われていること。

・ 看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、事業所に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、利用者が退居等する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくこと。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）

別表
指定地域密着型サービス介護給付費単位数表
５　認知症対応型共同生活介護費
注５　イ（※）について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前４日以上３０日以下については１日につき８０単位を、死亡日の前日及び前々日については１日につき６８０単位を、死亡日については１日につき１，２８０単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。
（※）認知症対応型共同生活介護費

厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生省告示第二十三号）

三十三　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費の注５の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者
次のイからハまでのいずれにも適合している利用者
イ　医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること
ロ　利用者又はその家族等の同意を得て、当該利用者の介護に係る計画が作成されていること。
ハ　医師、看護師（指定認知症対応型共同生活介護事業所…（略）…の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーション…（略）…の職員に限る。）、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、利用者又はその家族への説明を行い、同意を得て介護が行われていること。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号　老振発第 0331005 号　老老発第 0331018 号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項
６　認知症対応型共同生活介護費
（５）看取り介護加算について
①　看取り介護加算は、医師が、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族に対して説明し、その後の療養方針についての合意を得た場合において、医師、看護職員、介護職員等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意をしながら、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援することを主眼として設けたものである。
②　看取り介護加算は、九十五号告示第三十三号に定める基準に適合する看取り介護を受けた利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて三十日を上限として、認知症対応型共同生活介護事業所において行った看取り介護を評価するものである。
死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合でも算定可能であるが、その際には、当該認知症対応型共同生活介護事業所において看取り介護を直接行っていない退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができない。（したがって、退居した日の翌日から死亡日までの期間が三十日以上あった場合には、看取り介護加算を算定することはできない。）
③　九十五号告示第三十三号のハに定める看護師については、認知症対応型共同生活介護事業所において利用者の看取り介護を行う場合、利用者の状態に応じて随時の対応が必要であることから、当該認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院、診療所若しくは訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション等」という。）の職員に限るとしているところである。具体的には、当該認知症対応型共同生活介護事業所と訪問看護ステーション等が、同一市町村内に所在している又は同一市町村内に所在していないとしても、自動車等による移動に要する時間がおおむね二十分以内の近距離に所在するなど、実態として必要な連携をとることができることが必要である。

④　指定認知症対応型共同生活介護事業所を退居等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、事業所に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、利用者が退居等する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。

⑤　認知症対応型共同生活介護事業所は、退居等の後も、継続して利用者の家族への指導や医療機関に対する情報提供等を行うことが必要であり、利用者の家族、入院先の医療機関等との継続的な関わりの中で、利用者の死亡を確認することができる。

なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、退居等の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要である。

⑥　本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。

また、本人が十分に判断ができる状態になく、かつ、家族に連絡しても来てもらえないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、利用者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っていると認められる場合には、看取り介護加算の算定は可能である。

この場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来てもらえなかった旨を記載しておくことが必要である。

なお、家族が利用者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、事業所としては、一度連絡を取って来てくれなかったとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要である。

⑦　家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするという認知症対応型共同生活介護の事業の性質に鑑み、一月に二人以上が看取り介護加算を算定することが常態化することは、望ましくないものであること。

エ　医療連携体制加算　届出必要　　介護給付のみ　　【短期利用:介護のみ】

・　医療連携体制加算は、環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続してグループホームで生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するもの。

・　１日につき３９単位を加算する。

・　短期利用共同生活介護費（ショートステイ利用）の場合も算定できる。介護給付のみ

・　グループホームの職員として又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師（准看護師は不可）を１名以上確保していること。

・　看護師により２４時間連絡体制を確保していること。

・　重度化した場合の対応に係る指針

①急性期における医師や医療機関との連携体制

②入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い

③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針

などを定め、入居の際に、入居者又は家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）

別表
指定地域密着型サービス介護給付費単位数表
５　認知症対応型共同生活介護費
ニ　医療連携体制加算　　　　　　　３９単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、医療連携体制加算として、１日につき所定単位数を加算する。

厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号）

三十六　指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準
イ　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を一名以上確保していること。
ロ　看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。
ハ　重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号　老振発第 0331005 号　老老発第 0331018 号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項
６　認知症対応型共同生活介護費
（７）医療連携体制加算について
医療連携体制加算は、環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続して認知症対応型共同生活介護事業所で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。
したがって、
① 利用者の状態の判断や、認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師では本加算は認められない。
② 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該認知症対応型共同生活介護事業所の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。
③ 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、
・利用者に対する日常的な健康管理
・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整
・看取りに関する指針の整備

等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。
なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い、③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針、などが考えられる。
また、医療連携加算算定時には、契約を結んだ上で訪問看護ステーションを利用することが可能となったが、急性増悪時等においては、診療報酬の算定要件に合致すれば、医療保険による訪問看護が利用可能であることについては、これまでと変わらないものである。

オ　認知症専門ケア加算　届出必要　　　　介護給付（予防給付）

- 専門的な認知症ケアを普及する観点から、グループホームにおいて、認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体が実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供することについて評価を行う。
- 日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の者（認知症日常生活自立度のランクⅢ以上）の占める割合が、利用者総数の５０％以上
（届出日の属する月の前３月の各月末時点の入所者又は利用者数の平均で算定する。
届出後も前３月の平均で基準を満たす必要有）
- 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する対象者のみが加算対象
- 短期利用共同生活介護（ショートステイ）利用者は算定要件に含めず、加算対象外

認知症専門ケア加算（Ⅰ）　１日につき３単位を所定単位数に加算する。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）　１日につき４単位を所定単位数に加算する。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表
指定（介護予防）地域密着型サービス介護給付費単位数表
５　認知症対応型共同生活介護費　（３　介護予防認知症対応型共同生活介護費　ホ）
へ　認知症専門ケア加算
注　…（略）…別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、…（略）…１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
（１）　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　３単位
（２）　認知症専門ケア加算（Ⅱ）　４単位

厚生労働大臣が定める基準（平成十二年厚生省告示第二十五号）

三十七　認知症対応型共同生活介護、…（略）…及び介護予防認知症対応型共同生活介護における認知症専門ケア加算の基準

イ　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
（１）事業所…（略）…における利用者、…（略）…の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が二分の一以上であること。
（２）認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては、一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては、一に、当該対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
（３）当該事業所…（略）…の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

ロ　認知症専門ケア加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
（１）イの基準のいずれにも適合すること。
（２）認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を一名以上配置し、事業所…（略）…全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
（３）当該事業所…（略）…における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号　老振発第 0331005 号　老老発第 0331018 号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項
１　通則
（１２）「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について
① 加算の算定要件として「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」（平成五年十月二十六日老健第一三五号厚生省老人保健福祉局長通知）に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」（以下「日常生活自立度」という。）を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書（以下この号において「判定結果」という。）を用いるものとする。
② ①の判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとする。また、主治医意見書とは、「要介護認定等の実施について」（平成二十一年九月三十日老発〇九三〇第五厚生労働省老健局長通知）に基づき、主治医が記載した同通知中「３　主治医の意見の聴取」に規定する「主治医意見書」中「３．心身の状態に関する意見　（１）　日常生活の自立度等について　・認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいうものとする。なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いるものとする。
③ 医師の判定が無い場合（主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む。）にあっては、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「２（４）　認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」９の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。

６　認知症対応型共同生活介護費
（９）認知症専門ケア加算について
① 「日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する利用者を指すものとする。
② 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成十八年三月三十一日老発第〇三三一〇一〇号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成十八年三月三十一日老計第〇三三一〇〇七号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとする。
③ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」を指すものとする。

（第三　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について
指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

平成２１年４月改正関係Ｑ＆Ａ（Ｖｏｌ．１）

（問１１４）　認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の割合の算定方法如何。

（答）届出日の属する月の前３月の各月末時点の入所者又は利用者数の平均で算定する。

（問１１６）　認知症介護実践リーダー研修修了者は、「痴呆介護研修事業の実施について」（平成１２年９月５日老発第６２３号）及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成１２年１０月２５日老計第４３号）において規定する専門課程を修了した者も含むのか。

（答）含むものとする

カ　サービス提供体制強化加算　届出必要　介護給付（予防給付）【短期利用：介護・予防】

・　介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、介護福祉士の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行うとともに、職員の早期離職を防止して定着を促進する観点から、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行う。
・　短期利用共同生活介護費（ショートステイ利用）の場合も算定できる。
※　定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　１日につき１２単位を加算する。
・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の５０以上
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　１日につき　６単位を加算する。
・看護・介護職員の総数のうち、常勤職員が占める割合が１００分の７５以上
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　１日につき　６単位を加算する。
・　指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数３年以上の者の占める割合が１００分の３０以上

・　職員の割合は、（参考様式１９）サービス提供体制強化加算確認表を用いて、常勤換算方法により算出すること。
　また、（参考様式１９）の提出対象月については、当様式の【サービス提供体制強化加算の取扱いについて】を参照すること。
・算定開始以降も各事業所にて、要件を満たしているか確認すること。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表
指定（介護予防）地域密着型サービス介護給付費単位数表
５　認知症対応型共同生活介護費　（３　介護予防認知症対応型共同生活介護費　へ）
ト　サービス提供体制強化加算
注　…（略）…１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
（１）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　１２単位
（２）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　６単位
（３）　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　６単位

厚生労働大臣が定める基準（平成十二年厚生省告示第二十五号）

三十八　認知症対応型共同生活介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準
イ　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
（１）指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
（２）通所介護費等算定方法第八号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。（※）
※定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない
ロ　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
（１）指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
（２）イ（２）に該当するものであること。（※）
※定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない
ハ　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
（１）指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
（２）イ（２）に該当するものであること。（※）
※定員超過、標準人員欠如減算を行った場合には算定できない

（九十八　介護予防認知症対応型共同生活介護費に係るサービス提供体制強化加算の基準
第三十八号の規定を準用する…（略）…）

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号　老振発第 0331005 号　老老発第 0331018 号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

６　認知症対応型共同生活介護費

⑽　サービス提供体制強化加算について

①　２⑿④及び⑤、４⑽②、③及び⑤並びに５⑹②を準用すること。

２⑿④…職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（三月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が六月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、四月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とすること。

２⑿⑤…前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の５の届出を提出しなければならない。

第一の５の届出…加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

４⑽②…勤務年数とは、各月の前月の末日時点における勤務年数をいうものとする。具体的には、平成二十一年四月における勤続年数三年以上の者とは、平成二十一年三月三十一日時点で勤続年数が三年以上である者をいう。

４⑽③…勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

４⑽⑤…同一の事業所において介護予防認知症対応型共同生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

５⑹②…なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあっては、利用者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えない。

６⑽②　指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員とは、介護従業者として勤務を行う職員を指すものとする。

（第三　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

キ　短期利用共同生活介護費（ショートステイ利用）の算定について

届出必要　**【H24 年度変更】**【短期利用:介護･予防】

・　指定地域密着型サービス基準第９０条（指定地域密着型介護予防サービス基準第７０条）（人員基準）に定める介護従業者の員数を置いていること。

・　認知症対応型共同生活介護の事業者が介護保険法の各サービスのいずれかの指定を初めて受けた日から３年以上経過していること。

・　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、１の共同生活住居において、短期利用共同生活介護を受ける利用者数は１名とすること。

・　利用の開始に当たっては、あらかじめ、３０日以内の利用期間を定めること。

・　短期利用共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者が確保されていること。

・　「短期利用共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者」とは、認知症介護実務者研修のうち専門課程又は認知症介護実践研修のうち実践リーダー研修若しくは認知症介護指導者養成研修を修了している者で、直接処遇職員のことを指し、管理者及び計画作成担当者は含まない。なお、管理者兼介護従業者、計画作成担当者兼介護従業者が研修修了者の場合は算定出来る。(H25.4.25 厚生労働省に確認済)

※居宅介護支援事業所（介護支援専門員）の居宅サービス計画、及びグループホーム（計画作成担当者）の介護計画に基づくサービス提供となります。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号　老振発第 0331005 号　老老発第 0331018 号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知） 第二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項 ６　認知症対応型共同生活介護費 （１）　短期利用共同生活介護費について 短期利用共同生活介護については、施設基準第三十四号ハに規定する基準を満たす認知症対応型共同生活介護事業所において算定できるものである。 同号ハ（５）に規定する「短期利用共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者」とは、認知症介護実務者研修のうち「専門課程」又は認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」若しくは認知症介護指導者養成研修を修了している者とする。 （第三　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号） 三十四　指定認知症対応型共同生活介護の施設基準 ハ　短期利用共同生活介護費（Ⅰ）を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準 （１）　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が一であること。 （２）当該指定認知症対応型共同生活介護…（略）…の事業を行う者が、指定居宅サービス…（略）…、指定地域密着型サービス…（略）…、指定居宅介護支援…（略）…指定介護予防サービス…（略）…、指定地域密着型介護予防サービス…（略）…若しくは指定介護予防支援…（略）…の事業又は介護保険施設…（略）…若しくは指定介護療養型医療施設の運営について三年以上の経験を有すること。

（３） 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、一の共同生活住居において、短期利用共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護を受ける利用者の数は一名とすること。
（４） 利用の開始に当たって、あらかじめ三十日以内の利用期間を定めること。
（５） 短期利用共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者が確保されていること。
（６）イ（２）に該当するものであること。
イ（２）…指定地域密着型サービス基準第九十条に定める従業者の員数を置いていること。
ニ 短期利用共同生活介護費（Ⅱ）を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準
（１） 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が二以上であること。
（２） ハ（２）から（６）までに該当するものであること。

（九十一 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の施設基準
第三十四号の規定を準用する。）

ク 初期加算（届出不要） 介護給付（予防給付）

・ 入居した日から起算して３０日以内の期間について、１日につき３０単位を加算する。
・ 入居者が過去３月間（ただし、日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはＭに該当する者の場合は過去１月間とする。）の間に、当該事業所に入居したことがない場合に限り算定できることとする。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表
指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表
５ 認知症対応型共同生活介護費 （３ 介護予防認知症対応型共同生活介護費）
ハ 初期加算 ３０単位
注 イ（※）について、入居した日から起算して３０日以内の期間については、初期加算として、１日につき所定単位数を加算する。
※認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項
６ 認知症対応型共同生活介護費
（６）初期加算について
初期加算は、当該入所者が過去三月間（ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する者の場合は過去一月間とする。）の間に、当該事業所に入居したことがない場合に限り算定できることとする。

（第三 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について
指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

ケ　退居時相談援助加算（届出不要）　介護給付（予防給付）

・　地域の認知症介護の拠点として、グループホームを退居する利用者が自宅や地域での生活を継続できるように相談援助する場合を評価する。
・　１回につき４００単位を加算する。
・　利用者１人につき１回を限度。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表
指定地域密着型サービス介護給付費単位数表
５　認知症対応型共同生活介護費　（３　介護予防認知症対応型共同生活介護費　ニ）
ホ　退居時相談援助加算　　　　　　　　４００単位
注　利用期間が１月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から２週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。）及び老人介護支援センター（老人福祉法第 20 条の７の２に規定する老人介護支援センターをいう。…（略）…）又は地域包括支援センター（法第 115 条の 46 第１項に規定する地域包括支援センターをいう。）に対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者１人につき１回を限度として算定する。

（３　介護予防認知症対応型共同生活介護費　ニ　退居時相談援助加算
５　認知症対応型共同生活介護費　ホ　退居時相談援助加算の規定を準用する。この場合において、「居宅サービス」は「介護予防サービス」、「地域密着型サービス」は「地域密着型介護予防サービス」と読み替えるものとする。）

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号　老振発第 0331005 号　老老発第 0331018 号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項
６　認知症対応型共同生活介護費
（８）退居時相談援助加算について
①　退居時相談援助の内容は、次のようなものであること。
　ａ　食事、入浴、健康管理等在宅における生活に関する相談援助
　ｂ　退居する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助
　ｃ　家屋の改善に関する相談援助
　ｄ　退居する者の介助方法に関する相談援助
②　退居時相談援助加算は、次の場合には、算定できないものであること。
　ａ　退居して病院又は診療所へ入院する場合
　ｂ　退居して他の介護保険施設への入院若しくは入所又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の利用を開始する場合
　ｃ　死亡退居の場合
③　退居時相談援助は、介護支援専門員である計画作成担当者、介護職員等が協力して行うこと。
④　退居時相談援助は、退居者及びその家族等のいずれにも行うこと。
⑤　退居時相談援助を行った場合は、相談援助を行った日付及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。

（第三　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について
指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

コ　認知症行動・心理症状緊急対応加算（届出不要）　【短期利用のみ:介護・予防】

・　認知症高齢者等の在宅生活を支援する観点から、家族関係やケアが原因で認知症の行動・心理症状が出現したことにより在宅での生活が困難になった者のグループホームのショートステイによる緊急受入れについて評価を行う。

・　認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急に短期利用共同生活介護を利用することが適当であると医師が判断した者であること。

・　入居を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき２００単位を所定単位数に加算する。

・　医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるもの。

・　短期利用共同生活介護費（ショートステイ利用）の場合のみ算定できる。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表
指定（介護予防）地域密着型サービス介護給付費単位数表
５　認知症対応型共同生活介護費　（３　介護予防認知症対応型共同生活介護費）
注３　ロ（※）について、医師が、認知症（介護保険法…（略）…第５条の２に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき２００単位を所定単位数に加算する。
※短期利用共同生活介護費

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
第５条の２
…（略）…脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態…（略）…

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号　老振発第 0331005 号　老老発第 0331018 号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項
６　認知症対応型共同生活介護費
（３）認知症行動・心理症状緊急対応加算について
①　「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものである。
②　本加算は、利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用共同生活介護が必要であると医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、認知症対応型共同生活介護の利用を開始した場合に算定することができる。本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとする。
この際、短期利用共同生活介護ではなく、医療機関における対応が必要であると判断される場合にあっては、速やかに適当な医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取り計らう必要がある。
③　次に掲げる者が、直接、短期利用共同生活介護の利用を開始した場合には、当該加算は算定できないものであること。
ａ　病院又は診療所に入院中の者
ｂ　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者

ｃ　認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者

④　判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておくこと。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録しておくこと。

⑤　七日を限度として算定することとあるのは、本加算が「認知症の行動・心理症状」が認められる利用者を受け入れる際の初期の手間を評価したものであるためであり、利用開始後八日目以降の短期利用共同生活介護の利用の継続を妨げるものではないことに留意すること。

（第三　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

サ　介護職員処遇改善加算　届出必要【Ｈ24 年度新規】介護給付（予防給付）【短期利用：介護･予防】

介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、平成２７年３月３１日までの間、介護職員処遇改善加算を創設する。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数（注）にサービス別加算率を乗じた単位数で算定。
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の９０／１００
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の８０／１００

サービス	加算率
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	３．９％

（注）所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた１月あたりの総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

［届出時期］

・ 加算を算定しようとする介護サービス事業者は介護職員処遇改善計画書を作成し、必要な書類と併せて、算定を受ける年度の前年度の２月末日までに、年度の途中で加算の算定を受ける場合は、算定を受けようとする月の前々月末日までに、福岡県介護保険広域連合長へ届出をすること。

［算定要件］

イ　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
　下記（１）から（８）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
　下記（１）から（６）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、（７）キャリアパス要件又は（８）定量的要件に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
　下記（１）から（６）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１）　介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること。

（２）　介護職員処遇改善計画書

（１）の計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、福岡県介護保険広域連合長に届け出ていること。

（３）　介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

（４）　事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を福岡県介護保険広域連合長に報告すること。

（５）　算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

（６）　労働保険料の納付が適正に行われていること。

（７）キャリアパス要件

次のいずれかに適合すること。

・　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定め、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。キャリアパス要件Ⅰ該当

・　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。キャリアパス要件Ⅱ該当

（８）定量的要件

平成２０年１０月から介護職員処遇改善計画書の届出の日の属する月の前月までに実施した、（賃金改善に関するものを除く）介護職員の処遇改善の内容及び要した費用を全ての介護職員に周知していること。

[賃金改善の実績報告]【４２頁以降参照】

介護サービス事業者等は、各事業年度における 最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、福岡県介護保険広域連合長に対して、以下の事項を含めた「介護職員処遇改善実績報告書」を提出し、５年間（※条例による記録の保存期間）保存すること。

１　加算の総額

２　賃金改善実施期間

３　賃金改善実施期間における

ア　介護職員常勤換算数の総数

イ　介護職員に支給した賃金総額

ウ　介護職員一人当たり賃金月額

４　実施した賃金改善の方法

５　第４号の賃金改善の実施に要した費用の総額

（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）

６　介護職員一人当たり賃金改善額（月額平均）

第５号の額を第３号アの数で除して得た額（一円未満切り捨て）

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表
指定地域密着型サービス介護給付費単位数表
５　認知症対応型共同生活介護費　（３　介護予防認知症対応型共同生活介護費）
チ（ト）　介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成 27 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
⑴　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　イからト（ヘ）までにより算定した単位数の 1000 分の 39 に相当する単位数
⑵　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　⑴により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数
⑶　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　⑴により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十六号）

三十九（九十九）　（介護予防）認知症対応型共同生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第二十九号の規定を準用する
二十九
イ　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
（１）介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
（２）認知症対応型共同生活介護事業所において、（１）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。）に届け出ていること。
（３）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
（４）認知症対応型共同生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長（特別区の区長を含む。）に報告すること。
（５）算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
（６）認知症対応型共同生活介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
（７）次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
（一）次に掲げる要件の全てに適合すること。
ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
（二）次に掲げる要件の全てに適合すること。
ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。
（８）　平成二十年十月から（２）の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
ロ　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
イ（１）から（６）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつイ（７）又は（８）に掲げる基準のいずれかに適合すること。
ハ　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
イ（１）から（６）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号　老振発第 0331005 号　老老発第 0331018 号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項
６　認知症対応型共同生活介護費
（11）介護職員処遇改善加算について
　２の⒀を準用する。
２の⒀…　介護職員処遇改善加算は、平成二十三年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行することを目的とし平成二十六年度までの間に限り創設したものである。その内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること

介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成24年3月16日老発0316第2号厚生労働省老健局長通知）

１．基本的考え方
　介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）は、平成２３年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものである。
　このため、当該交付金の交付を受けていた介護サービス事業者又は介護保険施設（以下「介護サービス事業者等」という。）は、原則として当該交付金による賃金改善の水準を維持することが求められる。

２．加算の仕組みと賃金改善等の実施
（１）加算の仕組み
　加算は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた１月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定することとし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外される。

（２）賃金改善等の実施等
①　加算の算定額に相当する賃金改善の実施
　介護サービス事業者等は、加算の算定額に相当する介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。
　賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。
　なお、賞与等において、経常利益等の業績に連動して支払額が変動する部分が業績に応じて変動することを妨げるものではないが、本加算に係る賃金改善は、こうした変動と明確に区分されている必要がある。

②　介護職員処遇改善計画書の作成
ｉ）介護職員処遇改善計画書の記載事項
　加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、「厚生労働大臣が定める基準」（以下「算定基準」という。）第四号イ（２）に定める介護職員処遇改善計画書を、次の各号に掲げる記載事項について、別紙様式２により作成し、別紙様式３により都道府県知事等（介護サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県知事とし、介護サービス事業所等の指定権者が市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）である場合は、市町村長とする。以下同じ。）に届け出ること。
一　加算の見込額　３により算定された額
二　賃金改善の見込額　各介護サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額であって、一の額を上回る額
三　賃金改善を行う賃金項目　増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載する。

四 賃金改善実施期間 原則４月（年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月）から翌年の３月まで

五 賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載すること。

ⅱ）必要書類の添付

加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、介護職員処遇改善計画書に併せて、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第８９条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下同じ。）及び労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付し、都道府県知事等に届け出ること。

なお、都道府県知事等は、加算を算定しようとする介護サービス事業者等が、前年度に加算を算定している場合であって、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、その提出を省略させることができる。

③ キャリアパス要件等届出書の作成

算定基準第四号イ（７）（以下「キャリアパス要件」という。）及び（８）（以下「定量的要件」という。）（以下「キャリアパス要件等」という。）については、次に掲げる基準の適合状況に応じた４の所定の率を加算額に乗じるものとする。

キャリアパス要件等については、別紙様式６のキャリアパス要件等届出書を都道府県知事等に提出していることをもって要件に適合したものとする。

なお、都道府県知事等は、加算を算定しようとする介護サービス事業者等が、過年度にキャリアパス要件等届出書の提出をしている場合において、当該届出書の内容に変更がないときは、その提出を省略させることができる。

（キャリアパス要件）

次の一又は二に適合すること。

一 次に掲げる要件の全てに適合すること。

ア 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

二 次に掲げる要件の全てに適合すること。

ア 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び a）又は b）に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

a）資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT 等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

b）資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

イ アについて、全ての介護職員に周知していること。

（定量的要件）

平成２０年１０月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容及び当該改善に要した費用の概算額を全ての介護職員に周知していること。

④ 複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等の特例

介護職員処遇改善計画書は、介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）である場合や介護サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、当該介護サービス事業者等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや介護サービスごとに作成することができる。都道府県等（介護サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県、市町村長である場合は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）。以下同じ。）の圏域を越えて所在する介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）についても同様とする。なお、この場合、別紙様式４により、別紙様式添付書類２及

び添付書類３を添付して、都道府県知事等に届け出なければならない。また、介護職員の賃金改善に係る経費については、当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含むものとする。

なお、複数の介護サービス事業所等の介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表を作成し、当該計画書に添付しなければならない。

⑤その他

加算の目的や、算定基準イ（５）を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

３．加算の見込み額の計算

介護職員処遇改善計画書における加算の算定額の見込み額は、次の計算による。

介護報酬総単位数×サービス別加算率…〈略〉…（一単位未満の端数四捨五入）×一単位の単価（一円未満の端数切り捨て）

介護報酬総単位数は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた１月あたりの総単位数とし、算定を受ける年度における介護サービスの提供に係る見込みにより算出する。この場合、過去の実績や事業計画等を勘案し、事業の実態に沿った見込み数を用いること。

また、加算の見込み額は、各サービス別に都道府県等ごとに作成するものとし、複数の介護サービスを提供する介護サービス事業所等において、介護職員処遇改善計画書を一括作成する場合の加算の見込額の計算については、別紙１に掲げる表１に定めるサービス区分ごとに行い、それぞれのサービスごとに算出された単位（１単位未満の端数切り捨て）を合算すること。

なお、上記は計画を作成する際の加算の見込の算定方法であり、実際の介護報酬総額は、次の計算による。

（介護報酬総単位数＋介護職員処遇改善加算の単位数）×一単位の単価（一円未満の端数切り捨て）

４．加算の単位数

年度内に支払われる加算の単位数は、介護報酬総単位数に、別紙１のサービス区分及び次の各号のキャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率を乗じて得た額（１単位未満の端数四捨五入）とする。

一　算定基準イ（７）又は（８）のいずれか一方に適合する場合　　90/100

二　算定基準イ（７）又は（８）のいずれにも適合しない場合　　80/100

５．加算の停止

都道府県知事等は、介護職員処遇改善加算は、加算を算定する介護サービス事業者等が次の各号に該当する場合は、既に支給された加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は加算を取り消すことができる。

なお、複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して介護職員処遇改善計画を作成している場合、当該介護サービス事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施する。指定権者間の協議に当たっては、都道府県が調整をすることが望ましい。

一　算定要件を満たさなくなった場合

二　虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

６．都道府県知事等への届出

加算の算定を受けようとする介護サービス事業者等は、算定を受ける年度の前年度の 2 月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。

ただし、介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。

また、年度の途中で加算の算定を受けようとする介護サービス事業者は、算定を受けようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。

７．平成２４年度当初の特例

…〈略〉…

８．都道府県知事等への変更の届出

介護サービス事業者は、加算を算定する際に提出した届出書、介護職員処遇改善計画書、計画書添付書類並びにキャリアパス要件等届出書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の各号に定める事項を記載した変更の届出を行う。

一 会社法による吸収合併､新設合併等による介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容

二 別紙様式４により申請を行う事業者において､当該申請に関係する介護サービス事業所等に増減(新規指定､廃止等の事由による)があった場合は当該事業所等の介護保険事業所番号、事業所等名称、サービス種別

三 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要

四 キャリアパス要件等に関する適合状況に変更(キャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率が変動する場合又は２（２）③一又は二の要件間の変更に限る。）があった場合は、キャリアパス要件等届出書の内容

９．賃金改善の実績報告

介護サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、以下の事項を含めた別紙様式５の介護職員処遇改善実績報告書を提出し、２年間保存することとする。

一 加算の総額

二 賃金改善実施期間

三 第二号の期間における次の事項

ア 介護職員常勤換算数の総数

イ 介護職員に支給した賃金総額

ウ 介護職員一人当たり賃金月額

四 実施した賃金改善の方法

「基本給を介護職員平均で〇〇円改善した」など、具体的に記載すること。

五 第四号の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）

六 介護職員一人当たり賃金改善額（月額平均）

第五号の額を第三号アの数で除して得た額（一円未満切り捨て）を記載する。

４　事後調査等で届出時点で要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い

> 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号　老振発第0331005号　老老発第0331018号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
>
> 第一　届出手続きの運用
> ４　事後調査等で届出時点で要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い
> ①　事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上なお改善がみられない場合は、当該届出の受理の取消しを行うこと。この場合、取消しによって当該届出はなかったことになるため、加算については、当該加算全体が無効となるものであること。当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定事業者に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。
> ②　また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。

５　加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

> 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号　老振発第0331005号　老老発第0331018号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
>
> 第一　届出手続きの運用
> ５　加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い
> 　事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

６　利用者に対する利用者負担金の過払い分の返還

> 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号　老振発第0331005号　老老発第0331018号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
>
> 第一　届出手続きの運用
> ６　利用者に対する利用者負担金の過払い分の返還
> 　４又は５により不当利得分を市町村へ返還することとなった事業所においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費に係る利用者が支払った利用者負担金の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者等から受領書を受け取り、施設において保存しておくこと。

減算に係る事項

1　書類の提出期限について

原則として、あらかじめ広域連合本部事業課育成指導係に届出を行うこと。ただし、算定開始後の届出になる場合については、速やかに届出を行うこと。

2　提出書類

・変更届出書（様式第２号（第４条関係））
・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２）
・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－３）
・介護給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な添付書類チェック表

3　減算の種類

ア　定員超過利用に対する減算　（70/100）　　（届出不要）

・　利用者の数は、１月間（暦月）の利用者の数の平均（当該月の全利用者の延数を当該月の日数で除して得た数）を用いる（小数点以下は切り上げ）。
・　定員超過利用の基準に該当することとなった翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算する。

・　広域連合長は、定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導する。指導に従わず、定員超過利用が２月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討する。
・　災害の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から減算を行うものとする。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表
指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表
５　認知症対応型共同生活介護費　（３　介護予防認知症対応型共同生活介護費）
注１　…（略）…。なお、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）

八（二十一）　厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに（介護予防）認知症対応型共同生活介護費の算定方法
イ　指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用者の数（※１）が次の表の上欄に掲げる基準（※２）に該当する場合における（介護予防）認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄（※３）に掲げるところにより算定する。
（※１）…（略）…指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定認知症対応型共同生活介護の利用者の数及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の数の合計数
（※２）運営規程に定められている利用定員を超えること。
（※３）指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて算定する。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号　老振発第 0331005 号　老老発第 0331018 号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項
１　通則
（６）定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について
②　この場合の登録者、利用者又は入所者（以下「利用者等」という。）の数は、一月間（暦月）の利用者等の数の平均を用いる。この場合、一月間の利用者等の数の平均は、当該月の全利用者等の延数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。
③　利用者等の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所…（略）…については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。
④　市町村長は、定員超過利用が行われている事業所…（略）…に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が二月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。
⑤　災害の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

（第三　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について
指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

イ　人員基準欠如（看護・介護職員）に対する減算　（70/100）　届出必要

①　１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算する。
②　１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算する（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。

・　職員数は、暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定する（小数点第２位以下を切り捨て）。
・　人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる年度とする）の平均（前年度の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数）を用いる（小数点第２位以下を切り上げ）。

・　広域連合長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討する。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表
指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表
５　認知症対応型共同生活介護費　（３　介護予防認知症対応型共同生活介護費）
注１　…（略）…。なお、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）

八（二十一）　厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに（介護予防）認知症対応型共同生活介護費の算定方法
ロ　指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準（※１）に該当する場合における（介護予防）認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄（※２）に掲げるところにより算定する。
（※１）指定地域密着型（介護予防）サービス基準第九十（七十）条に定める員数を置いていないこと。
（※２）指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて算定する。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号　老振発第 0331005 号　老老発第 0331018 号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項
１　通則
（７）常勤換算方法による職員数の算定方法について
暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所…（略）…において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第二位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に一割の範囲内で減少した場合は、一月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。
（８）人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について
②　人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度（毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数…（略）…を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第二位以下を切り上げるものとする。
③　看護・介護職員の人員基準欠如については、
イ　人員基準上必要とされる員数から一割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、
ロ　一割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。
⑥　市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

（第三　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について
指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

ウ　人員基準欠如（看護・介護職員以外）に対する減算　（70/100）　届出必要

①　その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算する（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。

②　計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合及び計画作成担当者のうち介護支援専門員を配置していない場合についても、同様の取扱いとする。

③　ただし、都道府県における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、計画作成担当者を新たに配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該計画作成担当者が研修を修了することが確実に見込まれるときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとする。なお、当該計画作成担当者が当該研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算を行うこととする。

・　広域連合長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討する。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表
指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表
５　認知症対応型共同生活介護費　（３　介護予防認知症対応型共同生活介護費）
注１　…（略）…。なお、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）

八（二十一）　厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに（介護予防）認知症対応型共同生活介護費の算定方法
ロ　指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準（※１）に該当する場合における（介護予防）認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄（※２）に掲げるところにより算定する。
（※１）指定地域密着型（介護予防）サービス基準第九十（七十）条に定める員数を置いていないこと。
（※２）指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて算定する。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号　老振発第 0331005 号　老老発第 0331018 号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項
１　通則
（８）人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について
④　看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。…（略）…認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合及び認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合についても、同様の取扱いとする。ただし、都道府県（指

定都市を含む。以下同じ。）における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、…（略）…認知症対応型共同生活介護事業所にあっては計画作成担当者を新たに配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、…（略）…当該計画作成担当者が研修を修了することが確実に見込まれるときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとする。なお、…（略）…当該計画作成担当者が受講予定の研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算を行うこととするが、当該介護支援専門員等が研修を修了しなかった理由が、当該介護支援専門員等の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合であって、当該離職等の翌々月までに、研修修了が確実に見込まれる介護支援専門員等を新たに配置したときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとすることも差し支えない。

⑥　市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

（第三　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

エ　夜間勤務人員に対する減算　（97/100）　届出必要

・　ある月（暦月）において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者の全員について減算する。

①　夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が２日以上連続して発生した場合

②　夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が４日以上発生した場合

・　人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる年度とする）の平均（前年度の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数）を用いる（小数点以下を切り上げ）。

・　広域連合長は、夜勤を行う職員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う職員の確保を指導し、指導に従わない場合は、指定の取消しを検討する。

指定地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六（百二十八）号）

別表

指定地域密着型（介護予防）サービス介護給付費単位数表

５　認知症対応型共同生活介護費　（３　介護予防認知症対応型共同生活介護費）

注１　…（略）…。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の１００分の９７に相当する単位数を算定する。…（略）…。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号　老振発第 0331005 号　老老発第 0331018 号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

１　通則

（９）夜勤体制による減算について

②　夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。

イ　夜勤時間帯（午後十時から翌日の午前五時までの時間を含めた連続する十六時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする）において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が二日以上連続して発生した場合

ロ　夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が四日以上発生した場合

③　夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数については、（８）②を準用すること。この場合において「小数点第二位以下」とあるのは「小数点以下」と読み替えるものとすること。

④　市町村長は、夜勤を行う職員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う職員の確保を指導し、当該指導に従わない場合は、指定の取消しを検討すること。

（第三　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表について

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表における各単位数の算定に当たっては、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照すること。）

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号　老振発第 0331005 号　老老発第 0331018 号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

第二　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

１　通則

（８）人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

②　人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度（毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数…（略）…を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。